

令和4年10月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年10月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

後藤 靖子 委員 鳥越 文生 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 皆様、おはようございます。10月の総会開催に当たりまして報告させていただきます。

本日は、現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、総会は成立をしております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 皆様、おはようございます。今日も大変お忙しい中に、農繁期の時期に総会ということで御出席をいただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。そんな中で、皆様方と今から審議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速、10月農業委員会総会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまより10月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から3ページ、8番までの8件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、9番から5ページ、14番までの6件です。

続きまして、使用貸借権設定、東部地域、15番、1件です。

以上、審議番号1番から15番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号1番及び15番は、新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果については、事前の資料を確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、第2号議案と第3号議案を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、三潯町田川、田、877㎡。
申請理由、転用目的を変更するものです。
転用目的が、建売住宅（4戸）から特定建築条件付売買予定地（4区画）へ変更するものです。令和4年7月12日付にて5条許可がなされたものです。第3号議案、審議番号5番と関連案件となっております。
2番、申請地、三潯町玉満、田、4筆、計1,182㎡。
申請理由、転用目的を変更するものです。
転用目的が、特別養護老人ホームから訪問介護事業所及び貸露天駐車場へ変更するものです。令和3年12月13日付にて5条許可がなされたものです。第3号議案、審議番号6番及び7番と関連案件となっております。
続きまして、7ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、153㎡。

申請理由、申請地に農家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、121㎡。

申請理由、申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、3番から8ページ、7番までの5件です。

3番、申請地、藤山町、田、1,212㎡のうち1,014㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの。農地改良行為です。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、藤山町、田、4筆、計4,259㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの。農地改良行為です。

5番、申請地、三潞町田川、田、877㎡。

申請理由、申請地を特定建築条件付売買予定地4区画として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第2号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

6番、申請地、三潞町玉満、田、2筆、計473㎡。

申請理由、申請地に訪問介護事業所を建築するものです。第2号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

7番、申請地、三潞町玉満、田、2筆、計709㎡。

申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。第2号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

審議案件は以上となります。

なお、8ページの審議番号4番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている

ということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第2号議案と第3号議案に分けて採決をいたします。それでは、第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号4番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から3番までの3件です。
1番、申請地、山本町豊田、畑、4筆、計1,398.89㎡。
申請理由、申請地を取得して露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、山本町豊田、畑、209㎡。
申請理由、申請地を借り受けて露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、田主丸町以真恵、畑、314㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

西部地域、4番から7番までの4件です。

4番、申請地、荒木町荒木、畑、2,946㎡。

申請理由、申請地を取得して露天駐車場として利用するものです。

5番、申請地、大善寺町宮本、田、3筆、計3,757㎡。

申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地（14区画）として利用するものです。

6番、申請地、安武町住吉、田、298㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、城島町江島、田、3筆、計1,841㎡。

申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

審議案件は以上となります。

なお、10ページ、審議番号5番及び審議番号7番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

- 議 長 事務局からの説明が終わりました。
- 審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
- それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

- 議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
- 第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号5番及び7番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請申書が提出されたので付議いたします。
審議番号、1番から3番までの3件です。
1番、申請人、荒木町荒木、*****、経営面積1万9,407㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、宮ノ陣町八丁島、*****、経営面積19万1,006㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
3番、申請人、大川市、*****、経営面積2万4,931㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から13ページの6番までの6件です。

1番、所在地、荒木町白口、田、3筆、計2,421㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、大善寺町宮本、田、畑、3筆、計1,336㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、藤山町、田、2筆、計2,188㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、1,060㎡、推進機構からの買入れとなります。

13ページをお願いいたします。

5番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、475㎡、推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、山本町豊田、田、4筆、計4,851㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人はいちごのハウス栽培を行い、農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花き栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人は、その特例に該当している者と判断しております。

第2区は、7番、1件です。

7番、所在地、田主丸町以真恵、田、2筆、計5,863㎡、推進機構からの買入れとなります。

第4区は、8番、9番の2件です。

8番、所在地、城島町西青木、田、5,954㎡、推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、城島町六町原、田、3,345㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、

面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者は新規就農者である場合とあり、申請人は、その特例に該当していると判断しております。

14ページをお願いいたします。

第5区は、10番の1件です。

10番、所在地、三潞町西牟田、田、1,807㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、1番から10番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、江上哲夫委員、17番、富安辰行委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。